

令和7年3月21日

被災家屋の自費解体に伴う費用償還制度の再開について

新潟市

費用償還制度は、令和6年能登半島地震に伴う被災家屋等を、自費で解体・撤去した方について、要した費用を償還する制度です。このたび、被災者の生活再建を促進するため、費用償還制度を再開します。

申請の対象となる方

令和6年12月27日までに、り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された住宅の所有者かつ居住者の方で、次のいずれかに該当する方。

① 費用償還変更者

被災家屋等の解体・撤去制度の申請者で、解体工事に着手しておらず、自費による解体工事に変更し、令和7年8月31日までに工事の完了が確実に見込める方
※ 建替等の関係で、早急な解体を希望しており、かつ実施できる業者をご自身で確保できる方を想定しています。

② 新規申請者

被災家屋等の解体・撤去制度に申請しておらず、自費による解体工事が令和7年3月31日までに完了した方

【注意点】

注1 上限額により、要した費用の全額が償還されるとは限りません。

注2 解体業者について市で斡旋・紹介はしません。ご自身で対応可能な解体業者を探してください。

申請期間：令和7年4月7日（月）～令和7年6月30日（月）

※ 土・日曜、祝・休日を除きます。

※ 申請には事前に電話予約が必要です。

申請の予約・相談・受付はこちら

廃棄物対策課	新潟市役所本館2階（4番窓口）
住所	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話	025-226-1411
受付時間	午前8時30分～午後5時30分（土・日曜、祝・休日を除く）

申請書類については裏面をご覧ください。



申請書類

※各種書類の様式は新潟市のホームページでダウンロードいただくか廃棄物対策課で配布しています。

① 費用償還変更者の場合

- (1) 仮申請書 ※ 追加書類があるため仮申請となります。
- (2) 契約書等（工期が令和7年8月31日以前となっていること）
- (3) 経費の内訳が分かる書類（見積書等）
- (4) 宣誓書

※ 既に申請いただいた解体・撤去の申請書類（り災証明書等）は、費用償還の申請書類として再利用させていただきます。

※ 解体工事後の追加書類として、被災家屋等の写真（解体前後、工事中）、領収書、廃棄物処理マニフェストE票（手元がない場合、A票でも可）は、揃い次第提出いただきます。

② 新規申請者の場合

- (1) 費用償還申請書
- (2) り災証明書 ※令和6年12月27日までに発行されたもの
- (3) 被災家屋等の登記事項（建物）全部事項証明書または閉鎖登記簿
- (4) 申請者の印鑑登録証明書
- (5) 解体撤去した被災家屋等の一覧
- (6) 被災家屋等の写真（解体前後、工事中）
- (7) 契約書等（工事が令和7年3月31日までに終わっていることが分かる書類）
- (8) 経費の内訳が分かる書類（見積書等）
- (9) 領収書
- (10) 廃棄物処理マニフェストE票（手元がない場合、A票でも可）
- (11) 共有者、相続人の同意書及び印鑑登録証明書
- (12) 本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- (13) その他家屋の所有状況に応じて必要書類があります。
（別添「申請書類一覧表（費用償還）を参照下さい」）